

住宅性能評価 料金表

平成29年4月1日現在

● 既存住宅の建設評価

【一戸建ての住宅及び住戸数が1の併用住宅(木造・鉄骨造でRC造部分のない建物)】 (税別 単位：円)

区分 延べ面積	評価書(新築)あり <sup>※1</sup>		評価書なし			
	基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>	基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>		
200㎡以内	80,000	構造	20,000	100,000	構造 <sup>※6</sup>	50,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000
200㎡超え ～ 500㎡以内	90,000	構造	20,000	120,000	構造 <sup>※6</sup>	50,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000
500㎡超え または 軒高9m超え	100,000	構造	25,000	140,000	構造 <sup>※6</sup>	60,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000

- ※1 当社が交付した設計評価書の場合は10,000円を、建設評価書では30,000円を、基本料金から減額します
- ※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります(基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です)
  - ・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)
- ※3 設計評価の申請が平成27(2015)年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ(一次エネルギー消費量)は、それぞれ10,000円減額とします(両方を希望する場合は20,000円の減額)
- ※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません
  - ・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません
- ※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります
  - ・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません
- ※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です
  - ・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は10,000円減額とします
  - ・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は10,000円減額とします(但し、等級1(現場検査による劣化の状況によっては等級0)の評価となります)
  - ・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります
- ※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます
- ※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

## 住宅性能評価 料金表

## ● 既存住宅の建設評価

【一戸建ての住宅及び住戸数が1の併用住宅(RC造及び木造・鉄骨造でRC造部分のある建物)】 (税別 単位:円)

区分 延べ面積	設計評価書(新築)あり <sup>※1</sup>		評価書なし			
	基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>	基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>		
200m以内	90,000円	構造	25,000	120,000円	構造 <sup>※6</sup>	60,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000
200m超え ～ 500m以内	100,000円	構造	25,000	140,000円	構造 <sup>※6</sup>	60,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000
500m超え または 軒高9m超え	110,000円	構造	30,000	160,000円	構造 <sup>※6</sup>	70,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000		断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000

※1 当社が交付した設計評価書の場合は10,000円を、建設評価書では30,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります(基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です)

- ・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※3 設計評価の申請が平成27(2015)年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ(一次エネルギー消費量)は、それぞれ10,000円減額とします(両方を希望する場合は20,000円の減額)

※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

- ・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

- ・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

- ・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は10,000円減額とします
- ・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は10,000円減額とします(但し、等級1(現場検査による劣化の状況によっては等級0)の評価となります)
- ・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

## 住宅性能評価 料金表

### ● 既存住宅の建設評価

【共同住宅等(住戸数が1の併用住宅を除く)】

(税別 単位：円)

延べ面積	評価書(新築)あり <sup>※1</sup>			評価書なし		
	基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>		基本料金	分野ごと加算 <sup>※2</sup>	
5階建て以下 ・ 1000㎡以内	(住棟評価)			(住棟評価)		
	80,000	構造	30,000	200,000	構造 <sup>※6</sup>	70,000
		劣化	10,000		劣化 <sup>※7</sup>	20,000
		維持管理	5,000		維持管理	20,000
		その他	@2,000		その他	@2,000
	(住戸評価/1戸あたり)			(住戸評価/1戸あたり)		
	@20,000	断熱のみ <sup>※3※4</sup>	30,000	@30,000	断熱のみ <sup>※4</sup>	30,000
		一次エネのみ <sup>※3※4※5</sup>	30,000		一次エネのみ <sup>※4※5</sup>	30,000
		断熱+一次エネ <sup>※3※4※5</sup>	50,000		断熱+一次エネ <sup>※4※5</sup>	50,000
		その他 <sup>※8</sup>	@1,000		その他 <sup>※8</sup>	@2,000
1000㎡を超える	(別途お見積り)			(別途お見積り)		

※1 当社が交付した設計評価書の場合は10,000円を、建設評価書では30,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります(基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です)

- ・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※3 設計評価の申請が平成27(2015)年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ(一次エネルギー消費量)は、それぞれ10,000円減額とします(両方を希望する場合は20,000円の減額)

※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

- ・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

- ・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

- ・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は10,000円減額とします
- ・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は10,000円減額とします(但し、等級1(現場検査による劣化の状況によっては等級0)の評価となります)
- ・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

## 住宅性能評価 料金表

## ● 既存住宅の建設評価

## 【既存住宅の室内空気中の化学物質等の濃度等の測定、蟻害、腐朽】

(税別 単位：円)

項目	評価料金
化学物質	新築の場合と同じ
蟻害調査	別途お見積り (40,000～50,000)
腐朽調査	別途お見積り (40,000～ )

## 【石綿含有建材の有無等】

(税別 単位：円)

測定対象	評価料金
吹き付け石綿、吹き付けロックウール、それ以外の建材（測定を行うことを申請者が選択した建材）	測定対象が2品目の場合 362,000 （1品目あたり3検体採取。測定対象が1品目増える毎に106,000円加算。）
・書面調査・現場確認により測定対象が1品目になった場合、評価料金は256,000円に減額されます。測定対象が無い場合、評価料金は50,000円に減額されます。	
・試料採取に際して天井等の仕上げ等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合は申請者にて準備して下さい。試料採取部分の簡便な飛散防止対策は行いますが、その部分及び前記準備部分の復旧・補修は申請者にて行って下さい。	

## 【室内空気中の石綿の粉じんの濃度等】

(税別 単位：円)

測定対象	評価料金
居室等における室内空気中の石綿の粉じんの濃度	1箇所につき 254,000 (2試料採取・分析)

## 【評価書の再交付】

(税別 単位：円)

基本料金	8,000
この他に、申請資料のコピー 1枚あたり10円の費用がかかります。	